

## 千葉県 P F I 事業等審査委員会設置条例

平成 26 年 3 月 20 日  
条 例 第 6 号

**(設置)**

**第 1 条** 本市は、千葉県 P F I 事業等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

**(所掌事務)**

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき実施する事業又はこれと近似する手法により実施する事業（以下「P F I 事業等」という。）に関する次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

ア P F I 事業等の実施に関する方針に関する事項

イ P F I 事業等の方法により実施することが適切であると認める事業の選定に関する事項

ウ 民間事業者の募集に関する事項

エ 民間事業者の選定に係る基準に関する事項

オ その他 P F I 事業等の推進に関し市長が必要と認める事項

(2) 市長の諮問に応じ、P F I 事業等に係る民間事業者の選定に当たり、P F I 事業等を実施しようとする民間事業者及び当該民間事業者の提出した事業提案書について、審査及び評価を行い、その結果を市長に報告すること。

**(組織)**

**第 3 条** 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項に関し前条第 1 号に規定する調査審議をさせ、又は同条第 2 号に規定する審査及び評価をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

- 6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する前条第1号に規定する調査審議又は同条第2号に規定する審査及び評価が終了したときは、解任されるものとする。

#### **(委員長)**

**第4条** 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### **(会議)**

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(委員の責務)**

**第6条** 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員及び臨時委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、利害関係のある事案については、当該事案に関する第2条第1号に規定する調査審議並びに同条第2号に規定する審査及び評価に参加することができない。
- 3 委員及び臨時委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、第2条各号に規定する市長の諮問に係る事案に関する入札に参加し、又は民間事業者の提案に参画してはならない。

#### **(関係者の出席等)**

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### **(部会)**

**第8条** 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 前項の委員は、2人以上でなければならない。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。
- 8 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 9 前項の規定により議決した場合は、部会長は当該議決した内容を委員長へ報告しなければならない。

**(委任)**

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

千葉市PFI事業等審査委員会 委員一覧

※敬称略

常任委員

氏名	所属	種別	任期
山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授	学識経験者（PFI） 委員長	令和3年11月1日から 令和6年10月31日まで
野本 修	西村あさひ法律事務所	弁護士	同上
山田 あすか	東京電機大学未来科学部建築学科 教授	学識経験者（建設）	同上
幸村 長	株式会社日本政策投資銀行 地域調査部 課長	ファイナンス	令和4年10月28日から 令和6年10月31日まで

臨時委員（所掌事務対象事業：特別史跡加曾利貝塚新博物館整備運営事業）

氏名	所属	種別	任期
設楽 博己	東京大学 名誉教授	学識経験者(考古学)	令和4年11月25日から 所掌事務終了まで
広田 直行	日本大学 生産工学部 建築工学科 教授	学識経験者(公共建築)	同上
朝倉 はるみ	淑徳大学 経営学部 観光経営学科 教授	学識経験者(観光経営学)	同上



4千政調第96号  
令和5年2月7日

千葉県PFI事業等審査委員会 様

千葉市長 神谷 俊



千葉県PFI事業等審査委員会への諮問について

千葉県PFI事業等審査委員会設置条例第2条の規定に基づき、特別史跡加曾利貝塚新博物館整備・運営事業に係る下記の事項を諮問します。

記

1. PFI事業等の実施に関する方針に関する事項
2. PFI事業等の方法により実施することが適切であると認める事業の選定に関する事項
3. 民間事業者の募集に関する事項
4. 民間事業者の選定に係る基準に関する事項
5. 民間事業者及び当該民間事業者の提出した事業提案書に関する事項

### 1. 事業概要

千葉県では、令和4年2月に「特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画」を策定し、令和10年度秋の新博物館開館に向け、検討を進めています。新博物館は、縄文文化とSDGsを学ぶことができる博物館を目指し、市民との連携協働を進め、新博物館を中心として、地域資源・周辺施設とも一体となった賑わいづくりやまちづくりに貢献していきます。本事業は、DBO方式により、新博物館の設計・建設から、開館10年後の事業期間終了日までの維持管理・運営を民間事業者に一括して発注するものです。



図1 事業対象施設配置図

### 2. 施設概要

新博物館は、文化財保護法第53条ただし書きに規定する公開承認施設として必要な施設要件を兼ね備えた整備、維持管理・運営を行う方針となります。

表1 諸室の構成

中心となる機能	内容
収集・保存	一般収蔵庫、特別収蔵庫・前室、一時保管庫・前室、トラックヤード等
調査・研究	研究室、ミーティングルーム、収蔵資料整理室、発掘資料整理室、分析研究室、保存研究室、撮影室等
展示	探求型展示「加曽利ラボ」、没入型展示「縄文体験空間」、対話型展示「未来ラウンジ」、企画展示室、展示準備室・備品倉庫等
教育・普及	講堂、活動ルーム、土器づくり工房（※別棟）等
史跡ガイダンス	史跡・コアエリアのガイダンス、展望スペース（屋外）
管理	館長室、事務室、会議室、スタッフ室、ガイド待機ルーム、警備員室、その他湯沸室等
共有	エントランスホール・受付、倉庫、その他廊下等、機械室
付帯機能	内容
利用者サービス	飲食スペース・ミュージアムショップ （※新博物館建物と構造上分離した隣接配置とする）

表2 敷地条件

事業用地	千葉市若葉区小倉町937番地外
敷地面積	約18,982㎡
延床面積	新博物館（飲食スペース・ミュージアムショップ含む）：約4,980㎡ （上記とは別に、土器づくり工房：別棟で約50㎡）

### 3. 事業方式

本事業の事業手法については、設計・建設の段階から運用のしやすさなどを見据えた整備が期待でき、トータルコスト面で優位なDBO方式を導入します。

### 4. 施設整備・スケジュール

本事業の実施に伴う新博物館の整備スケジュールは以下の通りです。  
なお、博物館は開館までに2夏の枯らし期間が必要となるため、令和8年冬を目処に躯体の立ち上げを想定します。

- 設計：事業契約締結日～令和8年3月（予定）
- 解体撤去：令和7年3月～令和8年3月（予定）
- 建設：令和8年4月～令和10年3月（予定）
- 開館準備：事業契約締結日～開館（供用開始）日の前日
- 維持管理・運営：開館（供用開始）日～10年後の事業期間終了日

